

關 稅 (再) 賦 課 決 定 通 知 書
(内国消費税等(再)賦課決定通知書兼用)

税関様式C第1041号

(再)賦課決定第 号
()

平成 年 月 日

印

(納税者)		下記の貨物に対する税額を関税法 第一条第一項、国税通則法 第二条第一項及び地方税法 第72条の100第1項の規定により 下記のとおり決定したので、関税法 第一条第一項、国税通則法 第二条第一項及び地方税法 第72条の100第1項の規定により通知します。 (税関官署の長)	
住 所			
氏名又は名称 殿			
代理人 殿			
通知理由等			

納付すべき税額の合計額			還付する金額の合計額		延滞税	注意の計算による金額の合計額	
税 科 目	税 額(円)	告知書番号	税 科 目	金 額(円)		関税法 第12条 第6項による免除	免 除する延滞税の額
							法定納期限の翌日からこの通知書が発せられた日までの日数に対応する部分の金額

この通知書により納付すべき税額及び延滞税又は還付する金額の合計額は上記表のとおりとなります。
 納付すべき税額及び当該税額に係る延滞税は、

平成 年 月 日(納定期限)までに同封の納税告知書又は納付書により納付して下さい。

欄	品 名 税 番						法 定 納 期 限
		再決定前	再決定後				
再決定前通知書番号	区分	課 税 標 準		税 率	税 額(円)	納付すべき税額又は△還付する金額	
		正味数量	価 格(円)		減 免 税 額(円)		
税 科 目	再決定前						
	再決定後						
	再決定前						
	再決定後						
	再決定前						
	再決定後						
	再決定前						
	再決定後						

(注 意) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の計算の算式

$$\boxed{\text{延滞税の額}} = \boxed{\text{納付すべき本税の額}} \times \boxed{\frac{\text{期間(日数)}}{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで}}} \times \boxed{\frac{\text{延滞税の割合}}{7.3\%(\text{注})}} \times \boxed{\frac{1}{365}}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。具体的には次のとおりです。

- ・納定期の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「前年11/30において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
- ・納定期の翌日から2月を経過した日以降……年「14.6%」

- (2) やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税関の確認があった場合には、延滞税は免除されます。この場合には、延滞税免除申請書を提出しなければなりませんが、上記表に延滞税免除の旨の記載がある場合は、その必要がありません。
- (3) 納付すべき税額が10,000円未満の場合には、延滞税は納める必要はありません。また、納付すべき税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、その端数を切り捨て後の税額により延滞税の額を計算して下さい。
- (4) 計算した延滞税の額が、1,000円未満の場合にはこれを納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てて下さい。
- (5) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の納付すべき税額として計算して下さい。

関税(再)賦課決定通知書(つづき)(その)

税関様式C第1041号-2
(再)賦課決定第 号
()

欄	品名 税番						法定納期限
		再決定前		再決定後			
再決定前通知書番号	区分	課 税 標 準		税 率	税額(円)	納付すべき税額又は△還付する金額	
		正味数量	価格(円)		减免税額(円)		
税 科 目	再決定前						
	再決定後						
	再決定前						
	再決定後						
	再決定前						
	再決定後						
	再決定前						
	再決定後						
欄	品名 税番						法定納期限
		再決定前		再決定後			
再決定前通知書番号	区分	課 税 標 準		税 率	税額(円)	納付すべき税額又は△還付する金額	
		正味数量	価格(円)		减免税額(円)		
税 科 目	再決定前						
	再決定後						
	再決定前						
	再決定後						
	再決定前						
	再決定後						
	再決定前						
	再決定後						
欄	品名 税番						法定納期限
		再決定前		再決定後			
再決定前通知書番号	区分	課 税 標 準		税 率	税額(円)	納付すべき税額又は△還付する金額	
		正味数量	価格(円)		减免税額(円)		
税 科 目	再決定前						
	再決定後						
	再決定前						
	再決定後						
	再決定前						
	再決定後						
	再決定前						
	再決定後						

関税（再）賦課決定通知書（通知理由等）

（内国消費税等（再）賦課決定通知書兼用）

納付通知書

納付通知第 号

平成 年 月 日

保証人

住所	
氏名又は 名 称	

(税關官署の長)

印

あなたは、別紙「処分理由」により、保証人として下記納税者の滞納国税等につき、下記金額の国税等を納付しなければならないこととなりましたので、納付の期限までに納付して下さい。

記

納税者	住所	氏名又は 名 称					
滞 納 國 稅 等	年 度	税 目	納 期 限	本 稅	延 滞 税	法定納期限	備 考
	平成 年度	関 稅		円	法律による 金額欄	平成 年 月 日	
	平成 年度	税		円	〃	平成 年 月 日	
	平成 年度	税		円	〃	平成 年 月 日	
	平成 年度	税		円	〃	平成 年 月 日	
	平成 年度	税		円	〃	平成 年 月 日	
上記納税者の滞納国税等につき、あなたが保証人として納付すべき金額				円	延滞税	(法律による金額)	
納付の期限	平成 年 月 日	納付場所		日本銀行の本店・支店・代理店若しくは 歳入代理店			

(注) 延滞税の額は、次により計算して下さい。

(1) 延滞税の額の計算の算式

$$\text{延滞税の額} = \frac{\text{納付すべき本税の額}}{\text{期間(日数)}} \times \frac{\text{延滞税の割合}}{\text{法定納期限の翌日}} \times \frac{1}{365}$$

期間(日数)
法定納期限の翌日

延滞税の割合
7.3% (注)
〔納期限の翌日から2月を経過した日以降は14.6%〕

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。
具体的には次のとおりです。

- ・納期限の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「前年11/30において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
- ・納期限の翌日から2月を経過した日以降…年「14.6%」

- (2) やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税關の確認があった場合には、延滞税は免除されます。この場合には、延滞税免除申請書を税關に提出しなければなりません。
- (3) 納付すべき税額が10,000円未満の場合には、延滞税は納める必要がありません。また、納付すべき税額が10,000円以上あって、10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算して下さい。
- (4) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、これを納付する必要がありません。また、計算して延滞税額が1,000円以上あって、100円未満の端数がある場合にはその端数は切り捨てて下さい。
- (5) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の本税の額として計算して下さい。

(規格A4)

納付通知書（処分理由）

税關様式 C 第 5340 号
Customs Form C No.5340Export Declaration for Consigned Articles
Import

(Accompanied Articles • Unaccompanied Articles)

輸出 託送品(携帯品・別送品)申告書
輸入申告先 税關長 殿 出入港年月日
To Director of Customs Date of Departure or Entry積載船(機)名 積出港
Name of Ship (Aircraft) Port of Shipment荷送人住所氏名 船(取)卸港
Name and Address of Consignor Port of Unloading受取人住所氏名
Name and Address of Consignee

品名 Description	数量 Quantity	価格 Value

託送品目録対象 申告年月日
Check on Consignments List Date of Declaration申告者住所氏名印
Name, Address and Seal (or Signature) of Declarant

種別 Classification	※課税価格 Value for Duty	※税額 Amount of Duty	※許可印 Customs Seal of Permit
関税 Customs Duty			
消費税及び地方消費税 Consumption Tax and Local Consumption Tax			
酒税 Liquor Tax			
その他の税 Other Tax			
計 Total			

- (注) 1. この申告書は2通提出してください。
 2. 公用品については、証明書類を添付してください。
 3. ※の箇所は記入しないで下さい。

- Note 1. This declaration shall be submitted in duplicate.
 2. The certificate shall be attached on articles for official use.
 3. The declarant shall leave out the columns marked ※.

(規格 A 4)



(A面)

日本国税關
税關様式C第5360号**携帯品・別送品申告書**

下記及び裏面の事項について記入し、税關職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)名	出発地
入国日 _____年_____月_____日	
氏名 フリガナ	
現住所 (日本での滞在先)	
電話_____((____))_____	
職業	
生年月日 _____年_____月_____日	
旅券番号	
同伴家族 20歳以上 名 6歳以上20歳未満 名 6歳未満 名	

* 以下の質問について、該当する□に"✓"でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ

① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの(B面を参照)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
② 免税範囲(B面を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 商業貨物・商品サンプル	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
④ 他人から預かったもの	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

* 上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか? はい いいえ

* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?

はい (個) いいえ

* 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を2部、税關に提出して、税關の確認を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限る。)

税關の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

《注意事項》

海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税關に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名

(B面)

* 入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。(A面の1. 及び3. すべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。)

(注) 「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。
また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

酒類	本	* 税關記入欄
たばこ	紙巻	本
	葉巻	本
	その他	グラム
香水		オンス
その他の品名	数量	価格

* 税關記入欄

円

◎ 日本への持込みが禁止されているもの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMAなど
- ② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
- ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌などの病原体など
- ④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
- ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

◎ 日本への持込みが制限されているもの

- ① 猛銃、空氣銃及び日本刀などの刀剣類
- ② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワニ・ヘビ・リクガメ・象牙・ジャラ・サメ・ボタンなど)
- ③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(リーゼーフ・ジャガイモ類を含む。)、野菜、果物、米など

* 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

◎ 免税範囲(乗組員を除く)

- ・酒類 3本(760ml/本)
- ・紙巻たばこ。外国製及び日本製各200本
(非居住者の方の場合は、それぞれ2倍となります。)
* 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
- ・香水 2オズ(1オズは約28ml)
- ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物
(入国者の個人的使用に供するものに限る。)
* 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
- ・1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
- ・6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税なりません。

日本に入国(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税關に提出していただく必要があります。

税關様式 C 第 5375 号
Customs Form C No.5375

不用 残存	船（機）用品等	輸入 取卸	申告書
Import Unloading	Declaration for	Unnecessary Residual	Ship's (Aircraft's) Stores, etc.

申告年月日 _____ 積載船（機）名 _____

Date of Declaration Name of Ship (Aircraft)

申告先 税関長 殿 入港年月日 _____

To Director of Customs Date of Entry

輸入者

住所氏名印 _____

Name, Address and Seal (or Signature) of Importer

代理人

住所氏名印 _____

Name, Address and Seal (or Signature) of Agent

品名 Description	数量 Quantity	価格 Value

種別 Classification	※課税価格 Value for Duty	※税額 Amount of Duty	※許可印 Customs Seal of Permit
関税 Customs Duty			
消費税及び地方消費税 Consumption Tax and Local Consumption Tax			
酒税 Liquor Tax			
その他税 Other Tax			
計 Total			

(注) 1. この申告書は2通提出してください。

2. ※印の箇所は記入しないで下さい。

Note 1. This declaration shall be submitted in duplicate.

2. The declarant shall leave out the columns marked ※.

(規格 A 4)

税関様式C 第 5606 号
Customs Form C No. 5606

保 管 証
Notification of Detention of Goods

平 成 年 月 日

Date:

保管 第 号

(保 管 証 番 号)

Sequential Number of Notification

To:

殿

住所(連絡先)/Contact Address

電話番号/Telephone Number

下記の貨物は、関税法第 67 条（第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の必要があるので、保管します。

This is to notify that the goods described below have been detained because of the need for the inspection under the provision of Article 67 (including the case of applying pertinent Article *mutatis mutandis* according to Article 75) of the Customs Law.

記

品 名 Description	数 量 Quantity	内 容 Contents

保管税関/Detaining Customs
(電話番号/Telephone Number)

保管責任者/Customs Officer in charge of detention

(官職/Official Position)

(氏名/Name)

印(Seal)

(規格 A 4)

認定手続開始通知書(輸出者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)
殿

(税関官署の長) 印

貴殿が平成 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名	数 量	
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸出差止申立て	有	無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成	年	月 日

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注:裏面参照]

2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができますなお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかるわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないもの
(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (4) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

税関様式C第5612号

認定手続開始通知書(差出人用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)
 殿

(税関官署の長)

印

貴殿が差し出した国際郵便物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記

1. 郵便物番号			
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、		
3. 名宛人 (住所) (氏名)			
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日		
5. 疑義貨物	品 名	数 量	
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所			
7. 知的財産の内容			
8. 認定手続を執る理由			
9. 輸出差止申立て	有	無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日		

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注:裏面参照]

2. 上記9の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、上記10の期間にかかるわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記10に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 上記7の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記9の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないもの
(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第 69 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

税関様式C第5614号

認定手続開始通知書(権利者用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

輸出申告貨物(国際郵便物)に対する税関検査の際、関税法第69条の2第1項第3号・第4号(同法第75条において準用する場合を含む。)に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されたので、同法第69条の3第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記

	品名	数量
1. 疑義貨物		
2. 輸出者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕向人(名宛人)の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、この通知を受け取った日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の3第7項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により禁止されています。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

輸出(積戻し)差止申立更新申請書

整理 No
更- -

平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸出(積戻し)差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立て書整理No	
※ 認定手続を執る税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸出差止(積戻し)申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
権利の内容等	※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権	
	※ 登録番号【公表】及び登録年月日	第 号 年 月 日	
	※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	※ 権利の範囲【公表】		
	輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】		
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にチェックをして下さい。
3. 「輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にチェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. 「輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

(規格 A 4)

税関様式C 第 5806 号
Customs Form C No. 5806

保 管 証
Notification of Detention of Goods

平 成 年 月 日

Date:

保管 第 号

(保 管 証 番 号)

Sequential Number of Notification

To:

殿

住所(連絡先)/Contact Address

電話番号/Telephone Number

下記の貨物は、関税法第 67 条の規定に基づく検査の必要があるので、保管します。

This is to notify that the goods described below have been detained because of the need for the inspection under the provision of Article 67 of the Customs Law.

記

品 名 Description	数 量 Quantity	内 容 Contents

保管税關/Detaining Customs

(電話番号/Telephone Number)

保管責任者/Customs Officer in charge of detention

(官職/Official Position)

(氏名/Name)

印(Seal)

(規格 A 4)

認定手続開始通知書(輸入者用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)
殿

(税関官署の長)

印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成 年 月 日		
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有 無		
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日		

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注:裏面参照]

2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかるわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10営業日(延長があった場合は20営業日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めるることができます。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 12 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記 (2) 以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注) 上記 (1) における「業として」又は上記 (2) における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第 2 条第 1 号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。

税関様式C第 5812 号

認定手続開始通知書(名宛人用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記

1. 郵便物番号			
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、		
3. 差出人(住所) (氏名)			
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日		
5. 疑義貨物	品 名	数 量	
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所			
7. 知的財産の内容			
8. 認定手続を執る理由			
9. 輸入差止申立て	有	無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日		

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注:裏面参照]

2. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、上記10の期間にかかるわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記10に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。

4. 上記7の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10営業日(延長があった場合は20営業日)以内に特許庁官の意見を聴くことを求めることができます。

5. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。

6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記(2)以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注) 上記(1)における「業として」又は上記(2)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。

認定手続開始通知書（権利者用）

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)
 殿

(税関官署の長) 印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

	品名	数量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人(差出人)の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
 2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
 3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
 4. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、この通知を受け取った日から起算して10営業日（延長があった場合は20営業日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
 5. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第7項の規定により禁止されています。
 6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

輸入差止申立更新申請書

整理 No
更 -
平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No		
※ 認定手続を執る税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長			
※ 輸入差止申立てが効力有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
権利の内容等	※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権		
	※ 登録番号【公表】 及び登録年月日 (権利設定年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)		
	※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
	※ 権利の範囲【公表】			
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			
	※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考になるべき事項 【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】				

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に✓チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます
(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印 若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A 4)

輸入差止申立更新申請書
(還流防止措置関係)

整理 No
更還一
平成 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人 【公表】

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話番号(FAX)番号

下記の輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執る税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			
※ 委任関係の変更【開示】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他参考になるべき事項 【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			

- (注) 1. 複数の輸入差止申立てについて更新を申請する場合には、併せて申請することができます。
ただし、申立て有効期間の満了日までの期間が3ヶ月以内の輸入差止申立てに限ります。
2. 記入欄が不足する場合には、記入欄を追加することができます。
3. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
4. 本申立て更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立て人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にチェックをして下さい。
5. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立て書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
6. 「委任関係の変更」の欄では、申立て人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にチェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
7. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
8. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
9. 申立て人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。

※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執る税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			
その他参考になるべき事項 【開示の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			
※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執る税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			
その他参考になるべき事項 【開示の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			
※ 当初申立て年月日【公表】	平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執る税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 当初輸入差止申立ての有効期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権		
※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
※ 権利の範囲【公表】			
輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【開示の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			
その他参考になるべき事項 【開示の可否 : <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			

輸入差止情報提供継続申請書

整理 No.
継一
平成 年 月 日

税関長 殿

※ 情報提供者【公表】

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った回路配置利用権に係る輸入差止情報提供について、その継続を申請します。

記

※ 当初情報提供年月日【開示】	平成 年 月 日	※ 当初情報提供書整理 No.	
※ 認定手続を執る税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止情報提供継続希望期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
権利の内容等	※ 登録番号【開示】及び登録年月日 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)	
	※ 権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	権利の範囲【開示】		
	輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報【開示の可否:□可、□否】		
その他参考になるべき事項【開示の可否:□可、□否】			

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載してください。
2. 「輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初情報提供書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。
3. 本情報提供継続書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
 - (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
 - (3) 【開示の可否】項目
情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
4. 「輸入差止情報提供継続希望期間」は、希望する期間(2年以内)を記載して下さい。
5. 情報提供者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

留置番号

Sequential Number of Detention

携 帯 品 留 置 証
Certificate of the Detention of Personal Effects平成 年 月 日
Date:

殿

To:

Director of 税関長印
Customs (Seal)

関税法第 86 条第 1 項の規定により、貴殿の下記携帯品を留置しました。

This is to certify that the following your personal effects have been detained in accordance with Article 86 Paragraph 1 of the Customs Law.

記

包装の種類 Type of Package	品 名 Description	個 数 Number	数 量 Quantity	備 考 Remarks
留置の理由 Reasons for Detention				

- (注意) 1. 上記物件は留置の日から 4 月を経過したときは、公売、売却又は廃棄処分の対象となります。(ただし、腐敗等の虞があるときは、留置期間が短縮される場合があります。)
 2. 上記物件の留置の事由が消滅したときは、返還をうけることができますが、その場合には、留置に要した費用を納付しなければなりません。

- (Note) 1. The above article(s) will be subject to public auction, sale or destruction when 4 months have elapsed from the date of detention. (The term of detention could be shortened when there is a danger of spoiling or other risks.)
 2. The above article(s) may be returned to you once the said reasons cease to exist, but in such a case, you shall pay the expenses incurred for the detention.

(規格 A 4)

決 定 書

異議申立人

住 所

氏名（名称）及び年令

職 業

上記異議申立人から、(年号) 年 月 日付をもって提起された
の規定に基づく に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

不服の要旨

決定の理由

(年号) 年 月 日

税 関 長

印

税関様式 P 第 9510 号

届出番号

減 免 稅 物 品 減 却 届

平成 年 月 日

税関長殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

(印)

下記の物品を減却したいので、関税暫定措置法施行令第 36 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

品 名	数 量	価 格
輸入許可に係る税關		
輸入の許可の年月日	輸入許可書の番号	
置かれている場所		
減却の予定日時		減却の方法
減却する理由		

(注)この届出書は 2 通提出してください。

(規格 A 4)